



**Q** ストレスチェック制度がスタートしたと聞きました。ストレスの少ない職場に改善することを目的

**A** 働く人の職場におけるストレスへの気付きを促し、

た。わが社でも次の健康診断と同時に実施しようと思っっています。気を付けるべき点を教えてください。

## ストレスチェック制度の注意点

に、労働者50人以上の事業場にストレスチェック制度が義務付けられました。

調査票による検査を行い、その結果、高ストレスと判断された人から申し出があった場合に面接指導を実施し、併せて職場環境を改善するものです。

ストレスチェックは1年に1回以上の実施が義務づけられており、ことし11月末までに実施してください。

検査結果は大切な個人情報なので、本人の同意なしに事業者が提供する事はできません。同意のない検査結果は、医師などのスト

レスチェッカー実施者、または会社の実施事務に従事者が管理してください。

全員の受検が望ましいですが、受検しないことを理由に契約の更新をしないとか、退職を勧奨するなどの不利益な取り扱いは禁止されています。

ストレスチェックの実施状況は、面接指導実施後に労働基準監督署へ報告することも必要です。

制度に関する疑問に答える専用のダイヤルを設けています。下記をサポートダイヤルに問い合わせてください。

鳥取労働局労働基準部健康安全課 電話 0857-29-1704  
ストレスチェック制度サポートダイヤル 057-031050